

# 「健康づくり担当者更新研修」受講に関するフロー図

Q1 あなたは勤務先の事業所が青森県健康経営事業所として認定された時の健康づくり担当者ですか？  
(人事異動等で認定時の健康づくり担当者と現在の健康づくり担当者が異なる場合は「いいえ」を選んでください。)

はい

Q2 あなたは、勤務先の事業所が青森県健康経営事業所として認定された時、次のいずれかの研修を修了していますか？

- 平成27年度健康リーダー養成研修(県事業)
- 平成28年度健康リーダー養成研修(県事業)
- 平成29年度健康づくり担当者養成研修(県事業)
- 平成29年度以前のおおもり職域健康づくりリーダー育成ゼミ(青森市事業)
- 平成29年度以前のひろさき健幸増進リーダー養成講座(弘前市事業)
- 平成29年度以前の上記以外の健やか力推進センターが実施した研修(1日又は2日のプログラムに限る)

はい

Q3 あなたの勤務先の事業所の青森県健康経営事業所の有効期間の満了日はいつですか？

31年度中

**有効期間が平成31年度中(平成31年6月～平成32年3月)**

**平成31年2月に実施される更新研修を受けてください。**

いいえ

○あなたは、次のいずれかの研修を修了していますか？

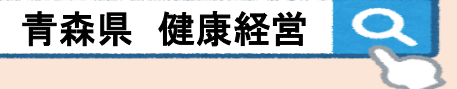
- 平成30年度健康づくり担当者養成研修(県事業)
- 平成30年度おおもり職域健康づくりリーダー育成ゼミ(青森市事業)
- 平成30年度に健やか力推進センターが実施した上記以外の研修(1日又は2日のプログラムに限る)

※現在の健康づくり担当者が、平成30年度に実施された上記の研修を修了している場合、健康づくり担当者更新研修を受講する必要はありません。

いいえ

いいえ

青森県健康経営認定制度で必須要件として設置を求めている「健康づくり担当者」となるためには、県医師会健やか力推進センターの養成研修を修了する必要があります。  
31年度の研修日程等は決まり次第、県ホームページ等でお知らせいたします。



<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/aomori-kenkoukeiei.html>

32年度以降

**平成32年度以降**

平成31年度以降に実施される更新研修を受けてください。